

認定こども園変更届出関係書類等一覧

区分	NO	変更項目	添付書類	様式	根拠法令	届出時期	提出先	備考			
幼保連携型認定こども園	①	目的 幼保連携型認定こども園の目的を変更する場合	1 議事録の写し	青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律施行細則第3号様式「幼保連携型認定こども園内容変更届出書」	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律(以下「法」という。)施行規則第15条第2項	変更予定日前まで	○幼保連携型認定こども園 東青地域健康福祉部福祉総室(東地方福祉事務所)監査指導課	市町村立の幼保は届出不要			
	②	施設の名 称	1 議事録の写し								
	③	施設の所 在 地	1 所在地の新表記を証する書類								
	④	園地、園舎 その他設 備の規模 及び構造 並びに図 面	ア 敷地面積や建物の延べ床面積の変更 イ 幼保連携型認定こども園の学級の編 制、職員、設備及び運営に関する基準に定 める設備の面積、位置及び用途の変更等 ※なお、保育室の入れ替え(例えば、3歳児 保育室⇔4歳児保育室)のみ場合は変更 届を提出する必要はありません。ただし、乳 児室・ほふく室と保育室の入れ替え等の場 合は届出が必要です。 ウ 仮園舎を設置する場合					1施設に関する調書(様式2) 2 園地・園舎の平面図、立面図 (各室用途・児童の年齢・面積を明記) 3 理事会議事録の写し <新築・増築の場合> 上記1～3に加え、 4 新築・増築に係る土地の登記簿謄本(写し可)、使用許可書又は 賃貸借契約書の写し 5 建物の登記簿謄本(写し可)※後日提出可 6 建築基準法に基づく検査済証の写し <土地・建物の賃貸借契約による場合> 上記1～4に加え、 7 収支予算書(賃借料及びその財源が計上されていること)			
		エ 分園を設置・廃止する場合	1 教育・保育に従事する職員配置状況調書(様式1) 2 施設に関する調書(様式2) 3 分園の園舎・園庭平面図、立面図、付近の見取図 4 中心園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確 認できる資料 5 土地の登記簿謄本(写し可)又は使用許可書(賃 借借契約書)等の写し(分園のみ) 6 建物の登記簿謄本(分園のみ、写し可) ※遅れる場合は後日提出可 7 建築基準法に基づく検査済証の写し(分園のみ) 8 運営規程 9 理事会議事録の写し <土地・建物の賃貸借契約により設置している場合> 上記1～5、8、9に加えて 10 収支予算書(賃借料及びその財源が計上されて いること)					○分園廃止の場合は、園児の処遇 及び園舎・園敷地等の処分方法につ いて記載すること。 ○分園を設置する場合は、人員配置 や設備の変更についても届出するこ と。			
			分園の 設 置	1 理事会議事録の写し 2 財産処分、寄附等に係る書類							

認定こども園変更届出関係書類等一覧

区分	NO	変更項目	添付書類	様式	根拠法令	届出時期	提出先	備考
	⑤	運営に関する規程(園則) ア 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 イ 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ウ 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項 エ 利用定員及び職員組織に関する事項 オ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 カ 保育料その他の費用徴収に関する事項 キ その他施設の管理についての重要事項	1 変更前後の運営規程(園規則) 運営規程の新旧対照表(変更箇所を下線) 2 ※全部改正の場合は不要 3 理事会議事録の写し					
認定こども園 (①～⑥以外)	⑥	設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名 ア 法人名、法人所在地を変更する場合 イ 法人代表者を変更する場合	1 理事会議事録の写し	青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律施行細則第6号様式「認定こども園内容変更届出書」	法第29条第1項	変更予定日前まで	○幼保連携型認定こども園 東青地域健康福祉部福祉総室(東地方福祉事務所)監査指導課	
	⑦	施設名称及び所在地	<施設名称の変更の場合> 1 理事会議事録の写し <所在地の変更の場合> 1 所在地の新表記を証する書類					
	⑧	保育を必要とする子どもに係る利用定員	1<定員を増やす場合> 1 教育・保育に従事する職員配置状況調書(様式1) 2 施設に関する調書(様式2) 3 職員資格証の写し 4 園舎・園庭平面図、配置図(各室用途・児童の年齢・面積を明記) 5 理事会議事録の写し					
	⑨	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	<定員を減らす場合> 上記1、3及び5					
	⑩	認定を受ける施設について、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別	1 認可書等の写し(保育所・幼稚園の場合) 2 その他変更内容を確認できる資料					
	⑪	認定こども園の名称	1 理事会議事録の写し 2 その他変更内容を確認できる資料					
							○保育所型認定こども園 こどもみらい課 法律上は「利用定員」とあるが、認可・認定を受けた定員を指すもの。	

認定こども園変更届出関係書類等一覧

区分	NO	変更項目	添付書類	様式	根拠法令	届出時期	提出先	備考
	⑫	認定こども園の長となるべき者の氏名	1 理事会議事録の写し 2 履歴書及び資格を証する書類 3 [幼保のみ]法第26条において準用する学校教育法第9条に該当しないことの誓約書(参考様式)	青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律施行細則第6号様式「認定こども園内容変更届出書」	法第29条第1項	変更前に		認定こども園の長とは、認定こども園の事業を管理する者をいう。
	⑬	教育又は保育の目標及び主な内容	1 理事会議事録の写し 2 変更内容を確認できる資料					
	⑭	子育て支援事業の内容	1 理事会議事録の写し 2 変更内容を確認できる資料					

※理事会議事録の写しは抄本で差し支えありません。また、公立の場合、理事会議事録の提出は必要ありません。